

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）（衆議

院送付）要旨

本法律案は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（以下「船舶バラスト水規制管理条約」という。）の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 生態系に悪影響を与える有害なバラスト水（船舶の安定のために取り入れる海水等）について、一定の船舶からの排出を禁止することとする。

二 一定の船舶の船舶所有者等に対し、技術基準に適合する有害なバラスト水の処理設備（以下「有害水バラスト処理設備」という。）の設置、船舶からの有害なバラスト水の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行う管理者の選任、有害なバラスト水の取扱いに関する事項を定めた手引書（以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。）の作成及び備置き、バラスト水に関する作業を記録した記録簿の備付け等を義務付けることとする。

三 日本船舶の船舶検査の対象に、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を追加することとし、国土交通大臣は、これらに係る定期検査に合格した船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書を交付しなければならないこととする。

四 国土交通大臣は、我が国の港にある外国船舶に対し、有害なバラスト水に係る事項に関し、船舶バラスト水規制管理条約の要件への適合性について必要な監督を行うことができることとする。

五 この法律は、一部の規定を除き、船舶バラスト水規制管理条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。